

「住民基本台帳ネットワークシステムのあり方について」

令和3年10月8日
総務省自治行政局

住基ネットのネットワーク構成について

住基ネットにおける都道府県の役割について

- 住基ネットは、市町村が住民基本台帳事務を処理するという基本的な枠組みは維持しつつ、市町村が整備している住民基本台帳の情報を基礎として、市町村や都道府県の区域を越えても全国共通の本人確認ができる地方公共団体共同の分散・分権的なシステムを構築するものである。
- このようなシステムは、市町村間の連絡調整を図りながら、広域的かつ統一的な処理が行われることによって成り立つものであることから、広域的な地方公共団体である都道府県が、その構築、維持管理を行う事務及び市町村間の連絡調整、市町村への支援等を行う事務を担うものと整理された（住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会報告書（平成8年3月））。
- また、都道府県において、住民に関する事務を遂行するに当たっては、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があり、都道府県自らも事務を担い、域内の住民の本人確認情報を適切に管理するとともに、これを利用することが、行政の効率化・高度化に資するものとされた。
- 加えて、国の機関等への本人確認情報の提供等に当たり、全国の約3,300の市町村（当時）の間で調整の上、効率的かつ正確に事務を処理する実務上の要請の観点からも、都道府県が事務を担うことが適当とされた。
- このため、都道府県は、以下のような住基ネットに関する事務を行うとともに、全国サーバ・都道府県サーバ等の構築及び運用に係る費用を負担している。

都道府県の事務

- a) 市町村から通知された本人確認情報の保存（住基法§30条の6）
- b) J-LISへの本人確認情報の通知（住基法§30条の7）
- c) 条例による本人確認情報の提供（住基法§30条の13）
- d) 本人確認情報の利用（住基法§30条の15）
- e) 市町村間の連絡調整等（住基法§30条の22）
- f) 本人確認情報の安全確保（住基法§30条の24）
- g) 本人確認情報の開示（住基法§30条の32）
- h) 苦情処理（住基法§30条の36）
等

都道府県の費用負担

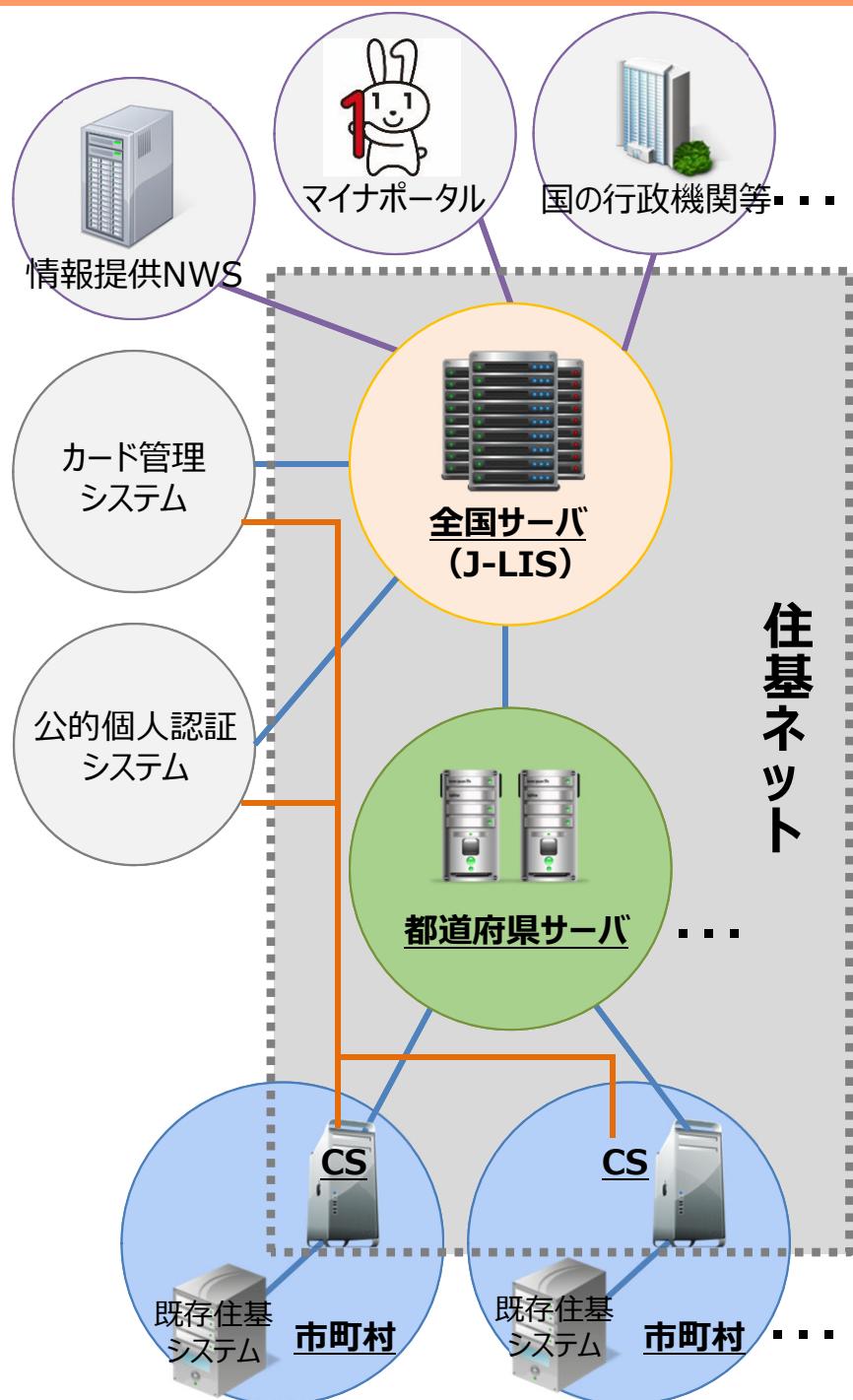
全国サーバ・都道府県サーバ等の構築及び運用に係る経費を負担		
	全国サーバ	都道府県サーバ等
構築経費 [H11-15年度] 〔*ソフトウェア開発 経費、工事費等〕	約56億円	約28億円
運用経費 [R2年度] 〔*保守料、運営費、 通信回線使用料等〕	約15億円 (このほかの運用経費につい ては、国の行政機関等からの 情報提供手数料で対応)	約37億円

(注) 地方財政措置積算ベースであり、実際の決算額ではない。

※ このほか、市町村のCSや統合端末に係る経費は市町村が負担。

住基ネットの各サーバの主な機能・役割

令和3年7月19日
有識者部会 資料2(抄)



<p>全国サーバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認情報の記録・保存 ● 本人確認情報の変更履歴の管理 ● 本人確認情報の整合性確認 ● 国の行政機関等への本人確認情報の提供 ● マイナンバー・住民票コードの管理（重複付番の防止） ● 情報提供NWSへの住民票コードの提供 (地方公共団体、国の行政機関等及びマイナポータルからの符号取得要求に基づく) ● カード管理システムへの本人確認情報・変更情報の通知 ● 公的個人認証システムへの本人確認情報・変更情報の通知 等
<p>都道府県サーバ (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認情報の記録・保存 ● 本人確認情報のJ-LISへの通知 ● 本人確認情報の利用・提供 ● 本人確認情報の整合性確認 ● 全国サーバのバックアップ機能 <p>(※) 平成26年から、各都道府県のサーバを集約し、住基全国センターが管理</p>
<p>CS (コミュニケーションサーバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認情報の都道府県への通知 ● 市町村間の通知 (転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等) ● マイナンバーカードの管理 (交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等) ● 公的個人認証システムへの通知 (電子証明書の発行、失効等に必要なデータの通知) 等

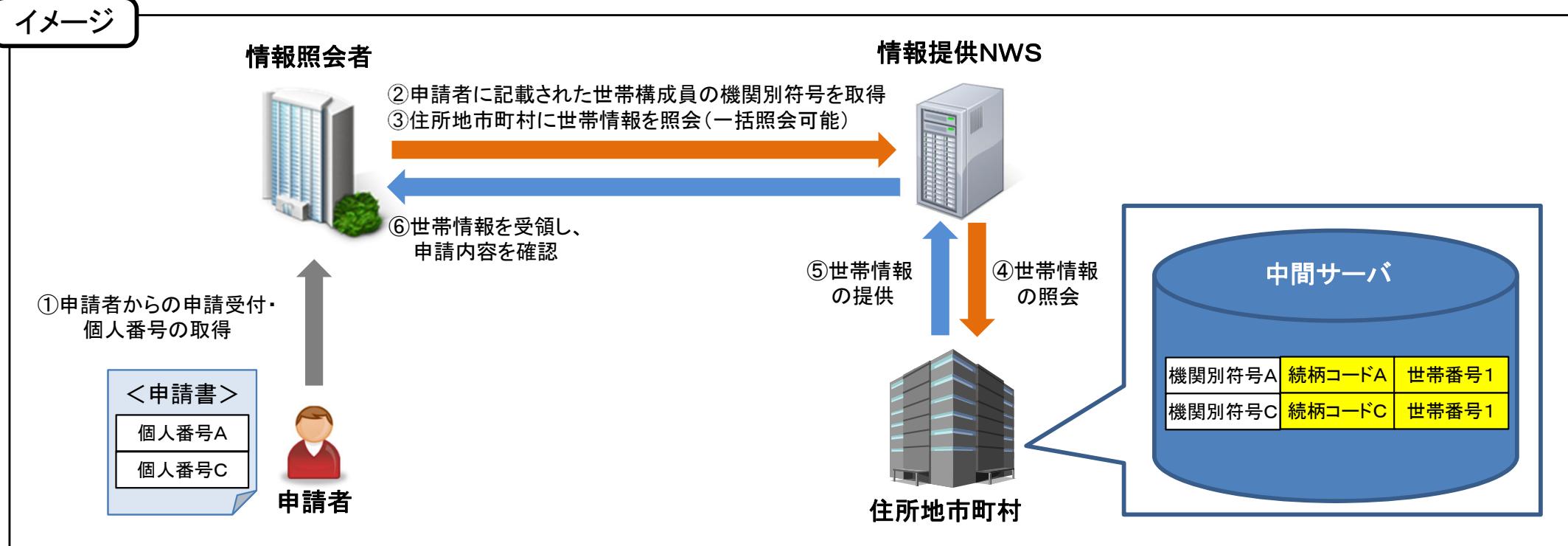
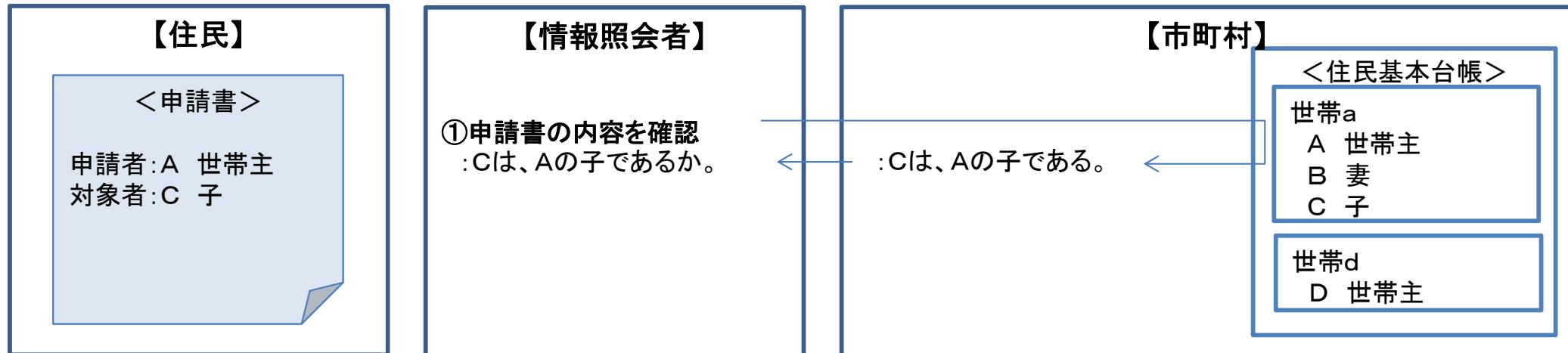
住基ネットで提供・連携される情報について

情報連携による世帯情報の確認方法①

令和3年6月30日
実務者部会 資料2(抄)

パターン1：申請書に記載された者が同一世帯の者であること及び記載された続柄が正しいことの確認

(例) 遺族基礎年金の支給決定(遺族が死亡者と同一世帯(生計を維持))、被災者支援金の支給決定(世帯主であることの確認)

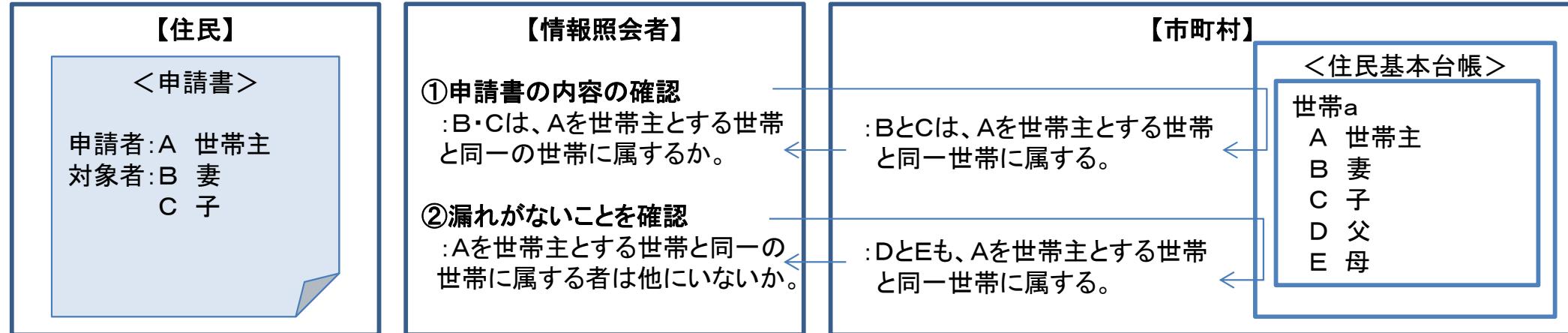


情報連携による世帯情報の確認方法②

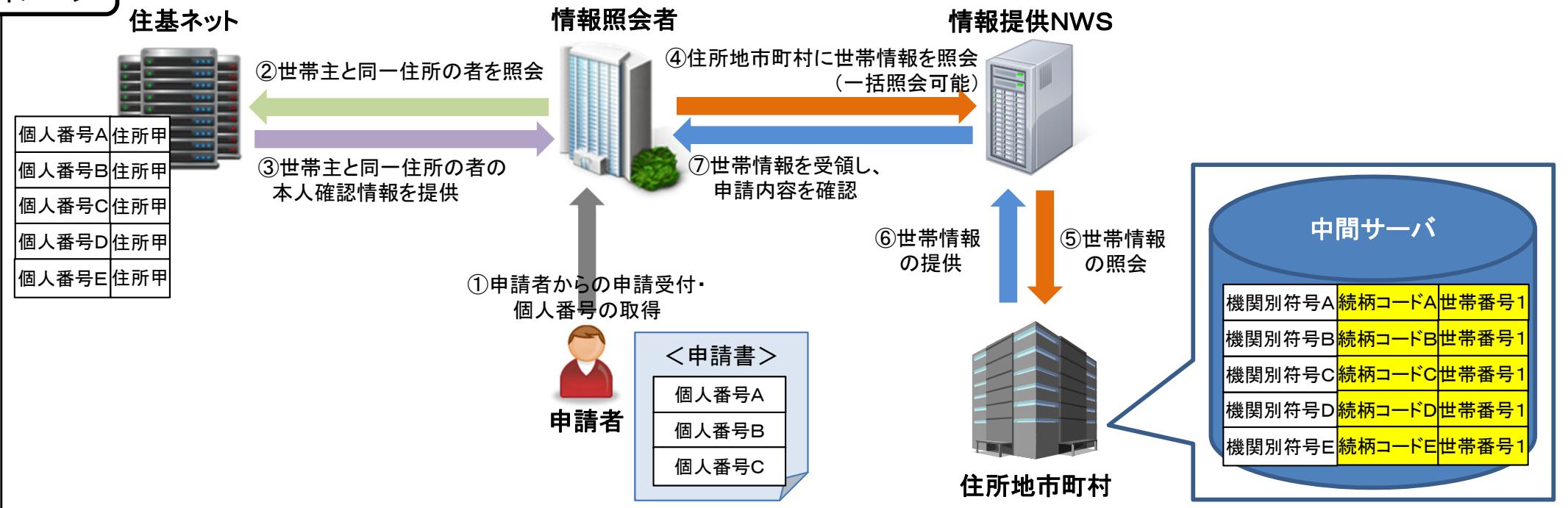
令和3年6月30日
実務者部会 資料2(抄)

パターン2: 申請書の世帯情報の確認 & 申請書に記載の世帯員に漏れがないことを確認

(例) 健康保険料の決定(世帯全員の所得)、老人ホームへの入所の措置及び費用の徴収に当たっての扶養関係の確認



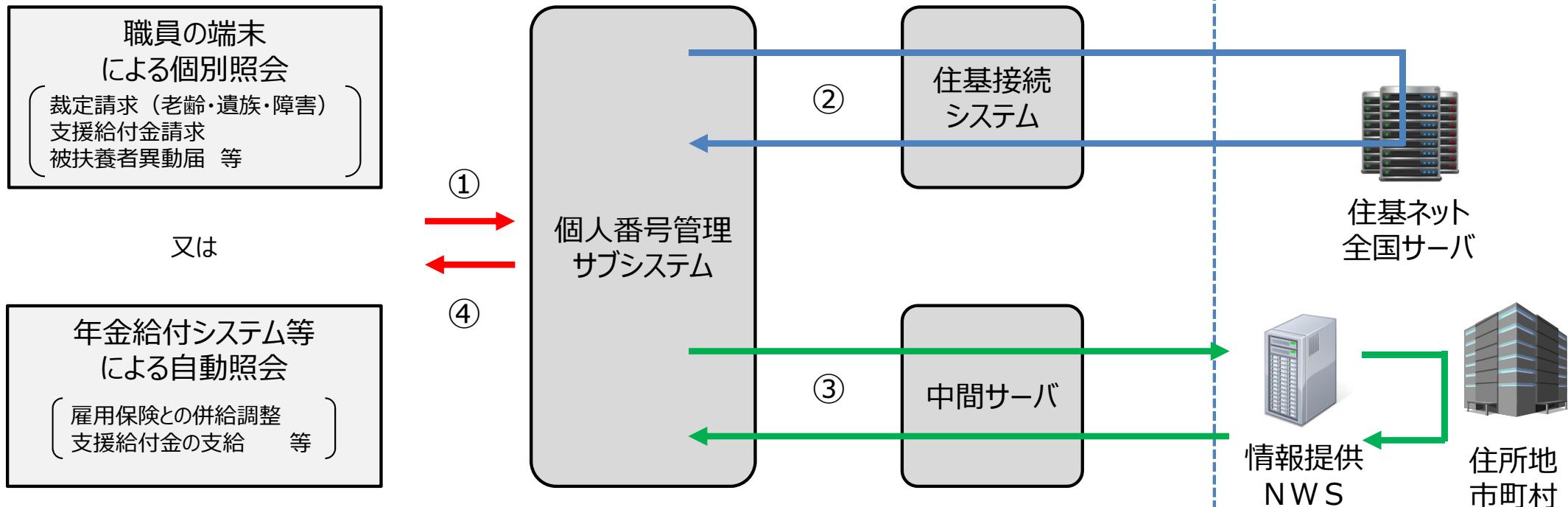
イメージ



世帯情報の確認方法について（日本年金機構の例）

- 日本年金機構では、マイナンバー利用事務のうち、世帯情報を確認する必要があるものについて、住基ネット及び情報提供NWSへの照会をまとめて処理できるプログラムを独自に構築して対応。

日本年金機構のシステム



【プログラムによる情報処理の流れ】

- ① 個人番号、照会・取得する情報等を入力又はあらかじめ設定
- ② ①の者の本人確認情報に加え、自動的に同一住所者の本人確認情報を照会・取得
- ③ ②の情報を基に、自動的に同一住所者の世帯情報を照会・取得
- ④ ②・③の照会結果（世帯員の氏名、生年月日、性別、住所、続柄、個人番号）をまとめて表示

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の概要

DV等被害者



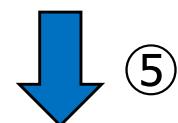
相談機関（※）

- ① DV等被害者から、相談機関に対し、
 - ・DV等被害の相談
 - ・支援措置申出書の提出
- ② 相談機関は、申出書に相談機関の意見を付し、被害者に渡す

※ 警察、配偶者暴力相談支援センター等
※ 事前に相談機関への相談を行っている場合、
①・②は不要

当初受付市町村

- ③ DV等被害者から、市町村に対し、相談機関の意見を付した申出書により、支援措置の申出
- ④ 市町村において、必要に応じて相談機関に確認した上で、DV等被害者に対して支援開始の連絡
- ⑤ 関係市町村（※）への申出書の転送
 - ※前住所地、本籍地、前本籍地
- ⑥ 関係部局においても、支援措置が円滑に講じられるよう、住基担当部局から、関係部局に対し、必要な情報を提供・連携



関係市町村

- ⑦ 当初受付市町村を経由して申出がなされたものとして、支援の必要性を確認

支援措置申出書の様式例

表

別紙

(別紙)

住民基本台帳事務における支援措置申出書

○○○○○○長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求める。

市区町村	受付	連絡
/	/	/
/	/	/
/	/	/

令和 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (年月日)	住所 (年月日)	連絡先	本人確認	
加害者 (何割合でいる場合)	氏名 (年月日)	住所 (年月日)	その他		
申出者の 状況 (該当事項 の上、いざ れかに○)	A 配偶者暴力防止 法	B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCま でに準ずるケース	
添付書類 (該当事項 に○)	保護命令決定書(写し)		その他		
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面				
相談先	(警察署、記録有暴力相談支援センター、児童虐待等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名前、担当課等を可能な範囲で記入して下さい)				
	年 月 日 (相談先の名称)		(担当課)		
支援措置 を求める もの (該当事項 が記載されて いるものに 限る)	希望に○	支援を求める事務	現住所等		
		住民基本台帳の閲覧	現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所地)	現住所	同上	
		除籍の写し等の交付(前住所地)	前住所		
		戸籍の附籍の写しの交付(本籍地)	本籍		
		戸籍の附籍の除籍の写しの交付(前本籍地)	前本籍		
併せて支 援を求める 者名 (同一の性 格を有する 者に限る) (添付書類がなかった場合)	申出者の關係	氏名	生年月日	申出者の關係	氏名
					生年月日
相談機 関等の 意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合 把握している状況:			年月日 担当 相手方 市区町村の確認	
	令和 年 月 日	長(印) (担当 職 係)			

備考

(注)●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、**署名欄**に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないことをされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一ヶ月前から課長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援終了します。
- 申出の内容に家庭が生じた場合には、当初に申出を行った市町村等に申出を行って下さい。

裏

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

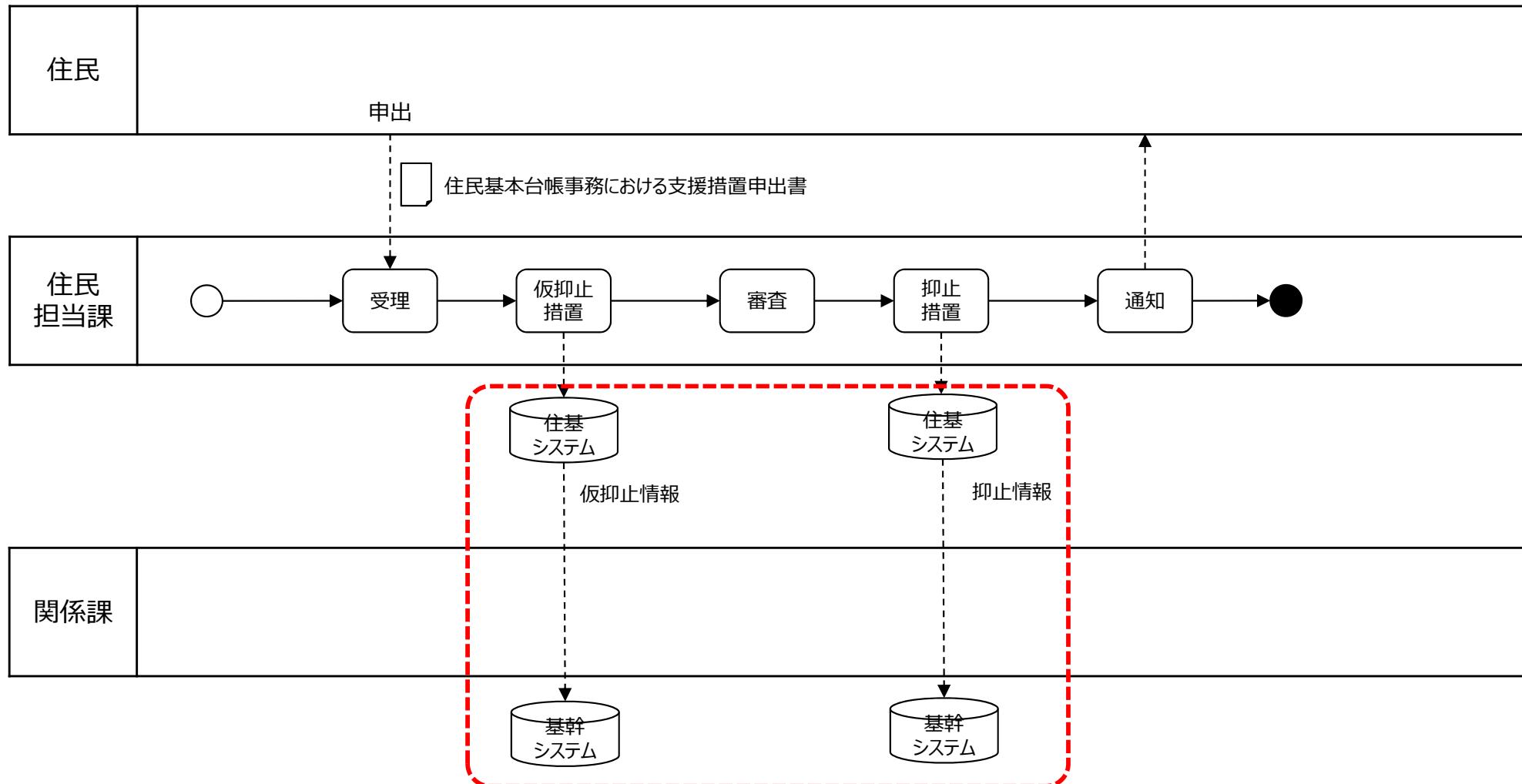
C 児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

- DV等支援対象者は本人からの申出に伴い、住民票の写しの交付等が抑止されるよう、交付等の処理の際にエラーを表示（抑止措置）する機能が標準仕様書上で位置づけられている。
- 住民記録システムの標準仕様書において、住民記録システムから他システムに対し、DV等支援対象者に係る抑止設定及び解除の情報（抑止情報）についてデータ連携できるように規定している。

【参考】抑止情報の連携



【参考】DV等支援措置に関する機能要件 (住民記録システム標準仕様書【第2.0版】 第4章 機能要件 3 抑止設定より抜粋)

3.1 異動・発行・照会抑止

【実装すべき機能】

支援対象者に対する抑止、排他制御（10.3参照）、その他の抑止を管理できること。

各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が可能であること。抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、府内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む府内各システムへのデータ連携は不要とすること。

一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。

抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。

なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。

抑止事由（支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等）を選択できること。

抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。

証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネットCSに対しても自動連携されること。

3.2 他システム連携

【実装すべき機能】

抑止設定及び解除について印鑑登録システム並びに宛名システム等にデータ連携できること。

3.4 支援措置

【実装すべき機能】

支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を実施しようする際に、エラーとすることができます。また、支援措置責任者は、1.1.16（支援対象者管理）の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援対象者の詳細情報が確認できること。審査の結果、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を行う場合には、エラーを解除できること。

（中略）

また、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援対象者の住民票を参照する際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること。

支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援対象者の住民票を表示する端末画面において、支援措置の期間が終了している旨のアラートを表示できること。

支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期間を経過し、又は延長がされなかったときその他市区町村長が支援の必要性がなくなったと認めるときは、支援措置を終了できること。

申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの期間も、被害者保護のために、仮支援措置として支援対象者が含まれる住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を実施しようとすると、エラーとすることができます。

また、当初受付市区町村は、支援対象者が転出した場合にも、転出・転入処理期間においても支援措置が必要になる場合に支援措置が終了することのないよう、仮支援措置として、前住所地市区町村として支援措置が継続されるよう自動で切替えができること。

また、仮支援措置については、自動的に解除されるものではないが、仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合には、常時又は住民記録システム終了前にその旨を表示できること。

- DV等支援対象者に係る抑止情報を利用することについて、DV等支援対象者の保護の観点から、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。各基幹業務システムが行う抑止機能（何に対して、どのように抑止をするのか）については、下記の【参考】を叩き台として、検討をしていただきたい。

【DV等支援対象者に係る抑止情報の利用】

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- (業務フロー) DV等支援対象者に係る抑止情報をを利用して行う抑止措置に関するフロー
- (機能要件) 下記参考を参照
- (データ要件) 抑止情報に係るデータ項目等
- (連携要件) 住民記録システムとの連携

【参考】DV等支援対象者に係る抑止機能の要件（※検討の叩き台）

支援対象者への抑止機能

- ・支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる〇〇〇〇〇〇の交付をしようとする際に、エラーとすることができる。審査の結果、〇〇〇〇〇〇の交付を行う場合には、エラーを一時解除できること。一時解除後、設定した時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。
- ・支援対象者が含まれる□□□□□の帳票については、支援対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」として出力すること。
- ・支援措置期間は、住民記録システムと同期すること。支援措置期間中に転出した支援対象者について直ちに支援対象外とせず、継続して支援対象者と同等の抑止設定をする機能を備えること。当該機能の終期を設定できること。